

日本語版への序文

ローマ古典期以来、不法行為法は、契約法と並んで債務法の基礎となる二本の柱の一つである。本書には、この柱の伝統的な名前が冠せられているが、それは——違法かつ有責な行為に対する責任という——技術的な意味での不法行為にとどまらず、100年以上にわたって成長し続けている有責性に依拠しない責任、より正確に言えば、危険責任の事例をも扱うものである。

危険責任の進展はドイツ民法典の規定の外側で行われており、その「不法行為 Unerlaubte Handlungen」(ドイツ民法 823 条以下) の規定は 100 年以上もの間ほとんど変更されることなく維持されている。2002 年ドイツ債務法の改正もまた、契約法の範囲にとどまるものであった。そのような状況にもかかわらず、ドイツ不法行為法がその姿を変えていないというのは思い違いであろう。

まったくもって、その逆で、幅をもって規定された法律上の規定は、その深層では常に変化にさらされてきた。今日の不法行為法は、純粋な判例法であり、またそれ自体が法の発展や法形成の対象となっているのである。

本書はハイン・ケツによって 1976 年に刊行されたものであるが、当時、本書にとって、ドイツ不法行為法の教義学的構造をさらに精緻化することは重要ではなかった。ケツは、むしろ「生きた法 Law in Action」を学生たちにわかりやすく叙述しようとしたのであり、またその際に、現代社会における損害の帰責および分配の全体像を捉えようとした。そうであるからこそ、本書では判例を素材とした実際の事例にたびたび言及し、しかも、そこに内容的にみて一定の重点が置かれているのである。本書では、不法行為法は、それだけが孤立的に叙述されるものとしてではなく、むしろ国民経済的に重要な損害を補償し、そして——より正確に言えば——何よりもまず、こうした損害を阻止する任務に全体として資するいくつかの制度のうちの一つとして提示されている。こうすることで、経済分析は、法の分析にとっても実り豊かなものとなり、社会保険法——事故保険、健康保険、および年金保険——が取り込まれ、また、それゆえに、私的責任保険者への保険料にも正当な価値が認められている。このように、叙述の重点は、不法行為法によって作りだされる法律問題ではなく、むしろ不法行為法の助けを得て解決されるべき社会問題に置かれているのである。

こうした本書の方法論的および内容的な方向性は、他の不法行為の教科書と一線を画する特徴となっている。本書の現在の著者にとって、これらの特徴があることが、第 9 版から本書の改訂にたずさわることを引き受けた理由なのである。

この新版では、さらに不法行為法の教義学的な構造とヨーロッパの法統一に力点が置かれている。ドイツ不法行為法の解釈論は、ときおり過度に複雑なものとなり、規範的に重要な判断を明らかにするというよりも、むしろその見通しを悪くしていると一般的にはみられてきた。本書で提示された解釈論上の考慮は、そういうものではなく、とりわけ、不法行為法の構造をより簡単なものとし、より少ない基本カテゴリーに還元するという目的にも役立つものである。

本書は、現在、その姿を大きく変えたものとなっているが、このたび日本語でも出版できることを非常にうれしく思っている。敬愛する同僚である吉村良一教授(立命館大学)および中田邦博教授(龍谷大学)には、監訳者として翻訳という骨の折れる仕事を主導していただいたことに心から感謝する。また翻訳を分担された皆さんにも、この場でお札を申し上げる。本書の翻訳作業については、中田教授、若林三奈准教授(龍谷大学)がマックスプランク国際私法・外国私法研究所(ハンブルク)に滞在されていた期間中に、集中的にではあるが、個人的に打ち合わせを行う機会をもつことができた。そうした私の経験からして、本書の翻訳が高いレベルの要求を満たし、またおそらく原著を超えたものとなっているのではないかと考えている。

本書が、回避されるべき損害を回避するべく、日本人とドイツ人が共に学ぶことに資するものとなることを期待している。

2010 年 4 月 23 日、ボンにて

ゲルハルト・ヴァーグナー
(Prof. Dr. Gerhard Wagner, LL.M.)